

## 申請書記入上の注意事項

- ◎申請時は、必ず介護保険被保険者証を添えて提出してください。
- ◎現在医療機関に入院中の方は、事前に介護保険の申請をできる状態か主治医に相談してください。

### ① 被保険者欄について

- ・氏名、住民票上の住所、電話番号を記入してください。
- ・電話番号は必ず記入してください。
- ・更新申請または変更申請の方は、現在の要支援・要介護状態区分及び有効期限を記入してください。
- ・転入の方は、転入前の市町村名及び要支援・要介護認定申請中の場合は、申請日を記入してください。
- ・過去6か月間に介護保険施設・医療機関へ入所・入院したことがある方は、入所・入院の有無を○で囲み、施設の名称・所在地及び入所・入院期間を記入してください。
- ・変更申請の方は、変更申請の理由を記入してください。

### ※医療保険欄について

- ・医療保険情報を記入してください。
- ・第二号被保険者の方は、申請時に医療保険情報が確認できるものの写しを添付してください。
  - (1) 有効期限内の「健康保険証」
  - (2) 保険者から送付された「資格情報通知書」
  - (3) 保険者から送付された「資格確認書」
  - (4) マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」

### ※個人番号欄について

- ・個人番号が記載されている場合は、「本人の個人番号」が確認できる書類と、「本人確認書類」が必要となります。代理人による申請の場合は、「代理権」「代理人の本人確認書類」「本人の個人番号」が確認できる書類が必要です。(なお、個人番号が分からない等、個人番号が未記入でも申請は受理します。) ※個人番号未記入の場合、確認書類の提示は必要ありません。  
確認書類等については、裏面を参照してください。

### ② 申請者等欄について

- ・該当する申請者区分を○で囲んでください。代理人申請の場合、申請者氏名または名称・所在地を記入してください。
- ・事業者が代行申請した場合、当該事業者名・施設名を記入してください。

### ③ 主治医欄について

- ・申請を出される方は、受診した際などに、主治医へ介護保険の申請をすることを伝えてください。
- ・複数の医療機関にかかっている場合には、寝たきりなどの介護が必要な状態の直接の原因になっている疾病を治療しているなど、被保険者本人の状態を最もよく知っている医師の名前をフルネームで記入してください。

### ④ 第二号被保険者（満40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入の欄について

- ・該当する特定疾病名を記入してください。

## ⑤ 同意者欄について

- ・提示に同意する場合は、本人が署名してください。
- ・代筆する場合、被保険者氏名・代筆者氏名・住所・被保険者との続柄を記入してください。

## ⑥ 認定調査に関する欄について

- ・その他、認定調査について伝えたいことを記入してください。

### ※ 個人番号を記載した際の確認書類について

#### ① 本人による申請の場合

本人が申請書等を作成し市役所へ提出する場合は、次のとおりです。

##### (ア) 本人の個人番号（マイナンバー）の確認について

原則として、本人の個人番号カード又は通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写しなどが必要です。

##### (イ) 本人確認書類について

本人の個人番号カードや運転免許証など官公署等が発行・発給した顔写真の処理が施された書類が必要です。これらが困難な場合には、本人の介護保険被保険者証や負担割合証など官公署等から発行・発給された本人の「(氏名+住所) 又は (氏名+生年月日)」が記載されている書類が2点以上必要です。

#### ② 代理人による申請の場合

代理人が申請を行う場合、個人番号（マイナンバー）が記載された申請書等を市役所で受付する際に、「代理権」「代理人の本人確認書類」及び「本人の個人番号（マイナンバー）」の3点を確認させていただきます。その際に必要な書類は次のとおりです。

##### (ア) 「代理権」の確認について

成年後見人等の法定代理人の場合は、戸籍謄本その他、その資格を証明する書類、任意代理人の場合は、委任状又は本人の介護保険証など官公署等から本人に対して発行・発給した書類をお持ちください。

##### (イ) 「代理人の本人確認書類」について

代理人の運転免許証や居宅介護支援専門員証など、官公署等が発行・発給した顔写真の処理が施された書類をお持ちください。これらの用意が困難な場合には、医療保険資格確認書や年金手帳など官公署等から発行・発給された代理人の「(氏名+住所) 又は (氏名+生年月日)」が記載されている書類を2点以上お持ちください。

##### (ウ) 本人の個人番号（マイナンバー）の確認について

原則として、本人の個人番号カード又は通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写しなどが必要です。